千葉市若葉区選挙管理委員会告示第４０号

令和７年７月２０日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４８条の２第６項において準用する同法第４０条第１項ただし書きの規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。

令和７年７月３日

千葉市若葉区選挙管理委員会委員長　　秋元　　稔

場　　所	繰り下げる時間	開く時刻
イコアス千城台　２階 東側エスカレーター前	１時間３０分	午前１０時００分